# 第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関 する事項

#### 1 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

- (1) 感染症の病原体等の検査は、感染症の診断及び治療のみならず、人権の尊重 や感染の拡大防止の観点からも極めて重要であるため、県等は、病原体等の検 査の実施体制を整備し、検査能力の向上を図る。
- (2) 県は、衛生環境研究所等をはじめとする各検査機関における病原体等の検査 体制及び検査能力等について、厚生労働省令に基づき整備し、管理する。ま た、新たな検査手法の一つとして探知犬の活用可能性について研究する。 衛生環境研究所は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査等に対し技術支援や精度管理等を実施する。
- (3) 県は、新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際に、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、県連携協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的に準備を行う。また、併せて民間の検査機関等との連携を推進する。
- (4) 新興感染症の病原体等について、衛生環境研究所は、国立感染症研究所と連携して、人体から検出される病原体や、水、環境又は動物からの病原体の検出が可能となるよう、人材の養成及び必要な資機材の整備を行うよう努める。

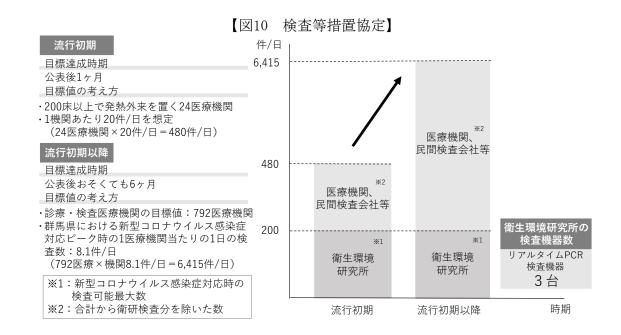
#### 2 感染症の病原体等の検査の推進

- (1) 県等は、広域にわたり若しくは大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、県連携協議会等を活用し、保健所や衛生環境研究所及び民間検査機関等における病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で、それぞれの連携を図る。また、衛生環境研究所は、感染症の病原体等に関する検査について、検査能力に応じて国立感染症研究所、保健所設置市又は他の都道府県等の地方衛生研究所等と連携しながら、迅速かつ的確に実施する。
- (2) 衛生環境研究所は、十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の 確保や配置を行うなど、平時から体制整備を行う。また、地方衛生研究所を有 していない保健所設置市と連携し、試験検査に必要な体制確保に協力する。
- (3) 衛生環境研究所は、新興感染症の発生初期において検査を担うことを想定 し、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備及び検査 試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努める。また、衛 生環境研究所は、群馬県臨床検査技師会と協力し、地域の検査機関の資質の向 上と精度管理について、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行う。

# 第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

さらに、国立感染症研究所の検査手法を活用して検査実務を行うほか、保健 所や他の都道府県の地方衛生研究所等とともに、迅速かつ的確に検査を実施す る。

(4) 県は、新興感染症のまん延に備え、速やかに検査体制を整備できるよう、法 第36条の6第1項に基づき締結する民間検査機関又は医療機関との検査等措置 協定(以下「検査等措置協定」という。)等により、平時から計画的に準備す る。



# 3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

県等は、国との連携の下、病原体等に関する情報の収集のための体制を衛生環境研究所を中心に構築し、患者等情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表する。

### 4 関係機関及び関係団体との連携

県等は、国や医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら病原体等の情報を収集する。また、特別な技術が必要とされる検査については、衛生環境研究所が国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター及び大学の研究機関等と相互に連携を図って実施する。

#### 連携協議会委員等からの意見・要望

- ・ 高齢者等のハイリスク者及び高齢者施設等の従事者に対する行政による集中的検 査の継続が課題。
- ・発症時に適切な医療機関で検査を受けられる体制の整備が必要。
- ・有事の際の民間検査機関への検査依頼や業務委託等の、効率的な検査体制整備を するべき。(第8に関連)
- ・実施能力の確保には、要員確保のためのPCR検査研修会の継続開催が必要。
- ・遺伝子検査の精度管理調査の継続が必要。